

中津商工会議所「所報」ビジネスPR便 運用規定及び同意書

1. このサービスは、中津商工会議所（以下、「当所」という。）会員企業の発展に資することを目的とする。よって、当所会員以外の利用は原則として認めない。
2. このサービスは、当所『所報』に会員企業の販売促進のための書類等を同封するものであり、同封する書類等の内容および当該書類等について、または、作成責任を有する企業等に対して信用を保証するものではないこと、及び、下記事項を遵守するものとする。
 - 1) 公序良俗に反しないこと。
 - 2) 関係法規に違反しないこと。
 - 3) 誤解を与える恐れがないこと。
 - 4) 他の会員、消費者に不当な不利益を与える恐れがないこと。
 - 5) その他、当該サービス運用上不相当と認められないこと。
3. 前条に反する、あるいはその他の理由により不相当と認められる場合、このサービスは履行しない。なお、サービス実施予定月において、やむを得ない事情が生じた場合、当該実施月を繰延べることがある。
4. 『所報』の発行がやむを得ない事情等により遅延する場合、会員企業が同封を希望する書類の内容によっては、申込を受けかねることがある。
5. チラシ及び広告の内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。
6. 当サービスに関する手続き上のトラブルは、双方誠意をもって対応すること。また、当該サービスにより生じた取引上のトラブル等については、当所は一切の責任を負わない。
7. チラシ等同封料金については、「別表1」に定める料金体系とし、当該書類を同封した『所報』発刊後、当所が送付する請求書に従い、速やかに納入すること。（年/3回以上の割引契約料金の場合は、初回発刊後請求する）また、割引料金契約を結んだ場合、途中で契約を破棄することはできない。また、厚さ、重量によっては、別料金を請求する場合がある。
8. 『所報』に同封する書類は、原則として、B5版、A4版、B4版、A3版のチラシとし、当該書類を規定の大きさ以下に折りたたんだうえで、納品する。
9. 『所報』に同封するチラシ等は、会員各自で必要部数（2,100部、増刊号【1月号】同封は3,600部）用意し、発刊月の10日までに当所または当所が指定する場所に納品する。ただし、諸事情を考慮し、当方で印刷等の事務処理業務を申し受けることができる。この場合、当所手数料規定に定めた料金を請求する。（残部は原則として返却しない。）
10. この運用規定に同意した場合、下記に押印し、発刊月（初回）の前月末日までに同封書類のサンプルとともに当所に持参、または送付すること。また、原則として初回に提出された当契約は、次回以降も適用する。よって、本書類提出は初回のみとする。ただし、必要がある場合については、この限りでない。

上記運用規定に同意し、当該サービスの利用を申し込みます。

年 月 日

事業所名

代表者名

(印)
